

# 令和5年度日光市障がい者優先調達推進方針

## 1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

## 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市が発注する物品等の調達とする。

## 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
  - ア 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 就労移行支援事業所
  - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
  - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障がい者多数雇用事業所（次のいずれの要件も満たす事業所）
    - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
    - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
    - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
  - ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
  - イ 在宅支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

## 5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

## (1) 物品

- ・ 食品類（弁当、パン、クッキー、ジャム等）
- ・ 印刷物類（冊子印刷製本、名刺作成、小冊子作成等）
- ・ 日用品類（湯のみ茶碗、石鹸等）
- ・ 農作物等（サルビア・ペチュニア等の草花類、しいたけ、じゃがいも等の野菜類）
- ・ 手工芸品類（プリントTシャツ、エプロン、ポーチ、キーホルダー等）
- ・ 普及・啓発用品類（ポケットティッシュカバー、のぼり旗、横断幕作成等）
- ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

## (2) 役務

- ・ 議事録作成（データ入力、テープおこし等）
- ・ 資源回収作業（ダンボール、アルミ缶等）
- ・ 施設・公園等の草刈・除草・清掃作業、駐輪場の管理、植木の剪定
- ・ 軽作業（箱詰め、袋詰め、封入、商品箱の組立等）
- ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

## 6 調達目標

令和5年度の目標額は、8,000,000円以上とする。

## 7 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等については、「障がい者就労支援施設 自主製品・役務カタログ」をもとに各部署に情報提供するとともに、優先調達を依頼する。
- (2) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、イベント、キャンペーン等での啓発用品や記念品・食品類など発注可能な物品等を、各部署において十分に検討する。
- (3) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理委託業務を含む）を締結している相手方等に対し、障がい者就労施設からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。
- (4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。
- (5) 調達実績については、日光市障がい者自立支援協議会において、評価と分析を行い、次年度の調達方針に反映していく。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により、公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、公表する。

## 9 その他

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (2) この方針は、令和5年5月31日より施行する。